

海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方に関する要望

2013年1月16日に発生したアルジェリア人質事件に関連して、内閣官房長官のもとに「在留邦人及び在外日本企業の保護の在り方等に関する有識者懇談会」（座長：立命館大学客員教授 宮家邦彦氏、6人の有識者にて構成）が設置された。同懇談会へは、人事委員会副委員長 藤田潔氏（三菱商事㈱人事部長）がメンバーとして参画している。

海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方が議論されるにあたり、商社業界の意見・要望を同会合の議論に反映願うべく、人事委員会・総務委員会・貿易保険委員会にて、平時の情報収集（官民一体の体制・推進母体の整備、防衛駐在官の増員等）、危機発生時の対応（事態把握情報収集体制、在外公館における退避施設等の充実）、事後対応（被害者の心のケア、事件の検証）、海外投資保険の適用要件の緩和・削除（現在は3カ月以上の操業停止が適用要件となっている。）を内容とする要望を3月27日取りまとめた。

本要望については、3月28日開催の上記懇談会第3回会合に提出された。

海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方に関する要望

2013年3月27日
一般社団法人 日本貿易会

先般、アルジェリアにおいて発生した人質事件は、大変痛ましい結果となった。わが国企業は全世界で幅広く事業を展開しており、各地における従業員の安全確保を何よりも重要視してきた。一方で、こうした課題には、官民が連携して取り組むことが不可欠であることが今回の事件によって改めて示された。

わが国としてより一層の危機管理対策を講じることの必要性に鑑み、海外在留邦人・在外日本企業の保護のあり方について、下記のとおり要望する。

記

1. 基本的考え方

海外における安全は、基本的には進出企業、旅行者等が自己責任において対応すべきではあるものの、その対応には限界がある。海外在留邦人の安全確保に係る実効性を高めるべく、わが国のあらゆる組織が一体となって機能することが重要である。政府においては、主要国の政府や諜報機関との情報網も確保しつつ、より早く精度の高い情報を共有することが求められる。

国際関係の動乱やテロ事件等が発生した場合の対応においては、初期段階からの各種情報の収集・分析が最重要であり、外務省・現地公館や企業側などにおいて情報の共有化を最大限可能とする仕組みの構築が必要である。

安全確保を実現するためには、日頃から当該国政府、企業等との信頼関係の構築が極めて重要であり 特に政府には当該国政府との信頼関係構築を図って頂きたい。

2. 情報収集・予防に向けた平時の取組み

在外公館からの在留邦人宛連絡、注意喚起の発信、定期会合（安全対策協議会等）は適切に実施・運営されており、引き続き施策を維持していただきたい。また、危機発生時においても平時の体制を機能させるための施策立案、必要な機器類（通信手段等）の整備、標準化指導を行っていくことが必要である。

(1) 官民一体での情報体制の構築

危機が発生した際には各種情報が様々なルートを通じて入ることとなるので、より精度の高い情報・分析まで高めるようにする推進母体が必要であり、その母体においては、情報分析、予防策の作成、関係先へのタイムリーな発信を行う仕組みを構築することが求められる。体制構築にあたっては、政府として民間からの情報や提言などを能動的に聴取・検討・受け入れる体制を早急に整備しつつ、政府機関の情報分析能力の向上および分析結果の積極的開示、さらには民間との情報内容のすり合わせを行うことによって、必要な予防策を迅速かつ柔軟に実施し得る官民一体の体制づくりが必要である。

また、危険度の高い国を中心に防衛駐在官を派遣し、現地にて専門的な情報収集を行い、関係企業に情報共有を行う体制を整備すべきである。

(2) 情報提供の強化

外務省海外安全ホームページによる情報提供に加えて、在外公館のホームページ上で在留邦人・企業に対する安全情報の内容の充実および国別での治安情報のメール配信の充実などを推進することが求められる。

2011年7月に開設された「オンライン安否照会システム」については、親族だけでなく、緊急度のレベルによっては企業のリスク対策担当者も利用可能とすることを検討すべきである。

(3) 安全対策強化の促進

IT/通信環境の整備に対する規制、VISA/入出国に関する規制など安全対策の予防策を講じる上で、相手国側の規制措置等が障害となるケースもあり、その解消に政府として支援していただきたい。

危機発生時には旅行者の安全確保も重要であり 企業が行っている渡航者への

教育等の題材を啓蒙等に有効利用願うよう検討願いたい。

3. 危機発生時の対応

危機の発生に際しては、事態の把握・情報収集を正確かつ迅速に行うことが基本となる。そのため、国外退去等を判断するための有効な情報を、可能な限り適時的確に発信していただきたい。特に危険地域においては、民間では国外脱出の判断が困難な場合もあるため、「政府機関の要請」として必要に応じて前広に退避勧告を行うことが望ましい。

(1) 危機事案において被害者が発生している場合

危機発生国および関係諸国の政府組織、治安・警察関係者の協力に加えて、在外公館の支援・協力が不可欠となるので、そのための協力体制の確立、民間への情報展開体制を普段から整備しておくことが求められる。

様々な対応において情報共有、相談が必要となることから、官民双方のコミュニケーション・チャンネルを確立すべきである。具体的には、危機に直面している企業が政府の対策室に参画し、迅速かつ柔軟な判断を可能とする体制を整備するなどの対応が望まれる。

マスメディア対応については、特に被害者の氏名公表に関して慎重に対応を検討・協議する必要がある。

(2) 危機事案に巻き込まれないよう早急に避難、安全対応が必要な場合

退避のタイミング、トリガーとなる事象について、予め考察しておく必要がある。民間による退避ルートの確保が困難な場合もあることから、在外公館による退避ルートの確保とそのガイドラインの整備を進めるとともに、最大限の退避・出国手段の確保を行っていただきたい。また、在外公館における退避場所の提供が最後の拠り所となるので、施設の安全確保、備品・食料備蓄等の充実をお願いしたい。

4. 事後的な協力（被害者の心のケア、事件の検証等）

被害者の心のケアについては、専門的なアドバイス等の支援を行うことを検討いただきたい。

事件の検証等については、一企業ではまとめる事は困難であることが予想されるため、政府主導による検証委員会の設置等により専門的・多面的な分析と情報公開をお願いしたい。

5. 保険制度の見直し

在外日本企業の保護のあり方については、安全確保が最優先課題ではあるが、わが国企業が事業を展開するにあたっての支援も肝要である。

特に、独立行政法人日本貿易保険（NEXI）を通じて政府が運営している海外投資保険の填補事由には「戦争、革命、テロ行為その他内乱、暴動、または騒乱」が含まれているが、「事業不能等」（事業会社が破産、3ヵ月以上の事業の休止等の状態にあること等）が条件となっており、保険金支払いに到るケースが大きく限定されている。当該「事業不能等」要件の削除あるいは緩和など、事故認定の弾力化をお願いしたい。

民間保険会社では「戦争、革命、テロ行為その他内乱、暴動、または騒乱」リスクは基本的には免責としている。中には引き受けるケースもあるが、保険会社の引き受けキャパシティーが限られ、実際には付保出来ないケースや、引き受けキャパシティーが確保出来たとしても料率が高すぎるケースなど、利用が難しい状況である。

以 上